公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請	•••	2
指定自動車整備事業者の行政処分について (株式会社オートアールズ)	•••	4
指定自動車整備事業者の行政処分について (株式会社オートアールズ)	•••	5
指定自動車整備事業者の行政処分について (茨城いすゞ自動車株式会社)	•••	6

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行 規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和5年8月10日

関東運輸局長 勝山 潔

1. 申請事案の概要

(1) 事案番号: 23C12

(2) 事案の件名:一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請

(3) 事案の概要

① 申請年月日:令和5年8月1日 ② 申 請 者:国際興業株式会社

③ 適用路線:東京都内一般バス全路線(埼玉県内一部含む)

④ 平均改定率: 7.0%⑤ 現行・申請運賃比較表

(単位:円)

			, , .— · •
片道運賃		通勤定	期1ヶ月
現行	申請	現行	申請
現金・IC	現金・IC		
220	240	9, 810	10, 700

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)~(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課:自動車交通部旅客第一課

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。(本事案は令和5年4月6日付で公示しているが、追加申請により、公示内容に変更が生じたことから、あらためて公示するものである。)

令和5年8月10日

関東運輸局長 勝山 潔

1. 申請事案の概要

(1) 事案番号: 22C11

(2) 事案の件名:一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請

(3) 事案の概要

① 追加申請日:令和5年5月31日

② 申 請 者:茨城急行自動車株式会社

③ 適用路線:埼玉県内、千葉県野田市内及び茨城県坂東市内の一般路線バス全路線

④ 平均改定率: 16.37% ※変更なし

⑤ 初乗り運賃:200円 ※変更なし

⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

(単位:円)

	片道運賃		通勤定期 1ヶ月		
区間	現	行	申請	現行	申請
	現金	I C	現金・IC		
北越谷駅~エローラ	320	315	390	14, 400	17, 550
北越谷駅~老人福祉センター	250	242	280	11, 250	12, 600
せんげん台駅~大正大学入口	400	398	440	18, 000	19, 800
野田市駅~岩井車庫 ※追加	700	692	810	29, 400	36, 450
梅郷駅~野田梅郷住宅 ※追加	250	242	300	11, 250	13, 500

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)~(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課:自動車交通部旅客第一課

以上

道路運送車両法94条の8第1項及び同法第94条の4第4項の規定に基づき、指定自動車整備事業者及び自動車検査員に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

- 1. 事業者の氏名又は名称及び住所 株式会社オートアールズ 代表取締役 野田 晋作 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号
- 2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号 オートアールズ車検の速いち深谷店 埼玉県深谷市大字萱場 9 1 番地 1 認証番号 第4-4740号 指定番号 関東指第4-1133号
- 3. 処分の内容
 - (1)保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令 停止期間 令和5年8月10日 から 令和5年11月27日 まで 110日間
 - (2) 自動車検査員の解任命令

4. 処分の理由

道路運送車両法第94条の5第1項、同法第94条の5第4項及び同法第94 条の6第1項の規定違反

令和5年8月10日

関東運輸局長 勝山 潔

道路運送車両法94条の8第1項及び同法第94条の4第4項の規定に基づき、指定自動車整備事業者及び自動車検査員に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

- 1. 事業者の氏名又は名称及び住所 株式会社オートアールズ 代表取締役 野田 晋作 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号
- 2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号 車検の速いち 木更津金田店 千葉県木更津市金田東三丁目1番地3 認証番号 第3-5178号 指定番号 関東指第3-2007号
- 3. 処分の内容
 - (1)保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令 停止期間 令和5年8月10日 から 令和5年10月3日 まで 55日間
 - (2)自動車検査員の解任命令 解任年月日 令和5年8月10日 教習修了番号 第70337号
- 4. 処分の理由

道路運送車両法第94条の3第1項第2号、同法第94条の5第1項、同法 第94条の5第4項及び同法第94条の6第1項の規定違反

令和5年8月10日

関東運輸局長 勝山 潔

道路運送車両法第93条及び同法第94条の8第1項の規定に基づき、自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

- 1. 事業者の氏名又は名称及び住所 茨城いすゞ自動車株式会社 代表取締役 豊﨑 繁 茨城県水戸市五軒町1丁目2番5号
- 2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号 茨城いすゞ自動車株式会社 石下サービスセンター 茨城県常総市新石下 2 7 2 7番地 認証番号 第5-2459号 指定番号 関東指第5-995号
- 3. 処分の内容
 - (1)自動車特定整備事業の事業停止命令 停止期間 令和5年8月11日 から 令和4年8月30日 まで 20日間
 - (2)保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令 停止期間 令和5年8月11日 から 令和4年8月30日 まで 20日間
- 4. 処分の理由

道路運送車両法第90条及び同法第94条の5第1項の規定違反

令和5年8月10日

関東運輸局長 勝山 潔